平成２１年（フ）第２６１号
岡山県倉敷市松江１丁目８番28号
債務者　井上　勢子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
愛媛県今治市南鳥生町１丁目２番47号　ベルク21―101号、住民票上の住所同県同市同町１丁目２番47号　ベルクー21―101号
債務者　宮城　　唯
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２２１号
沖縄県豊見城市字嘉数617番地の12
債務者　宮城　敏行
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８０号
千葉県木更津市請西３丁目７番３棟102号
債務者　久和　文江
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１６５６号
札幌市南区藤野６条４丁目32番１号
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７９号
札幌市西区西野６条４丁目４番26号
債務者　落合　浩一
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５５号
札幌市西区二十四軒３条５丁目７番31号　えんれい荘102号
債務者　原子　智美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７６号
札幌市東区北43条東14丁目１番19号　クルーズハウス北栄101号
債務者　松田　好孝
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０５３号
北海道千歳市花園３丁目10番14号
債務者　金田　英樹
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８６号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番２―711号
債務者　藤井のり子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４１号
札幌市北区太平12条６丁目８番７号
債務者　小林　丈泰
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４２号
札幌市北区太平12条６丁目８番７号
債務者　小林　明美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５６号
北海道江別市大麻桜木町23番地の20　あびこマンション202
債務者　須藤　広美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５９号
札幌市北区新川２条９丁目７番11号
債務者　島　真由美
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６４号
札幌市白石区菊水２条２丁目１番４―208号
債務者　西村　典子（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６８号
北海道江別市野幌住吉町38番地の１　リーセント住吉305号
債務者　児玉　美代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７１号
札幌市西区発寒13条４丁目11番16号
債務者　山下　　明
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７２号
札幌市西区発寒13条４丁目11番16号
債務者　山下　正子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部